

議案第62号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

次のとおり義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 略

2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

(定義)

第2条 略

2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。